

令和2年度指定管理施設モニタリングシート

施設名	船橋市本町駐車場	総合評価
指定管理者	株式会社 船橋都市サービス	A
評価対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	
所管課	建設局 道路部 道路計画課	

評価	総合評価の判断基準
S	小項目がS・Aで構成されている
A	小項目がS・A・Bで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	小項目がS・A・Bで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない
	小項目がS・A・B・Cで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	小項目がS・A・B・Cで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、小項目に一つでもDがある

※総合評価は「所管課による評価」だけを対象とする

評価	小項目の評価基準
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画どおりに管理運営がなされている
B	概ね事業計画どおりに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項がある
C	事業計画どおりに管理運営がなされておらず、早急な改善をする必要がある
D	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

※評価ポイントについては、少なくともS評価をした小項目については記入する

<小項目評価一覧>

評価項目		評価結果	
		指定 管理者	所管課
1. 管理運営に対する基本方針	・市営駐車場の設置目的を十分に理解し、それを踏まえた管理運営を行っているか。	A	A
	・設置目的や管理運営の基本方針に従業員に周知し、実行させているか。	A	A
2. 利用者の平等利用の確保	・利用者の立場に立った均一なサービスの提供を行っているか。	A	A
3. 利用者サービスの向上	・利用者が「また来たい」と思えるようなサービスの提供を行っているか。	A	A
4. 利用者からの要望の把握及び苦情への対応	・利用者や利用者以外の方からも意見や要望の収集を行っているか。	A	A
	・意見や要望をサービスの向上に活用しているか。	A	A
	・利用者からの意見や要望、苦情に対し、適切な対応をしているか。	A	A
5. 利用促進	・利用者の増加につながるような工夫を行っているか。	A	A
6. 管理運営体制	・保守・点検及び機械故障時の体制が整備されているか。	A	A
	・事業遂行に必要な職員体制・人員配置・勤務形態によることで、安定した管理運営を行っているか。	A	A
	・責任者や各職員の業務分担が明確になっており、指揮命令系統が確立されているか。	A	A
	・些細な報告であっても、常に市と連絡が取れる体制ができているか。	A	A
	・業務従事者に対して必要な研修や指導を行っているか。	A	A
7. 利用者の安全管理	・安全確保と事故防止のための対応策に沿った誘導を行えたか。	A	A
	・利用者が安全に駐車場を利用できるような設備を配置し、安全の確保及び事故防止に努めているか。	A	A

評価項目		評価結果	
		指定 管理者	所管課
8. 緊急時の対応	・機械故障、事故及び災害等が発生した場合に、迅速に対応できるような連絡体制が明確になっているか。また、従業員への周知を行っているか。	A	A
	・機械故障、事故及び災害等が発生した場合の利用者への対応方法は明確になっているか。また、従業員への周知を行っているか。	A	A
	・発生した機械故障、事故及び災害等について、記録を作成し市へ報告しているか。	A	A
9. 収支計画	・収入見込み額は適切であったか。	B	B
	・支出見込み額は適切であったか。	A	B
	・人件費は、利用者サービスを確保した上での適正な支出となっているか。	A	B
10. 個人情報保護	・個人情報は適切に管理されているか。また、管理方法は適切であるか。	A	A
	・適切に取り扱うための研修等を実施しているか。	A	A
	・万が一、個人情報が流出した場合の対応策はあるか。	A	A